

Title	アメリカ革命とジョン・ロック：アメリカ革命政治思想史研究の一視角(六)
Sub Title	A discussion of political thought in the American revolution
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yuhtaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1999
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.68, No.3/4 (1999. 5) ,p.105(329)- 139(363)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19990500-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ革命とジョン・ロック

——アメリカ革命政治思想史研究の一視角（六）——

大 森 雄太郎

第三章 茶法からレキシントンへ、一七七三年—

一七七五年

(三)

次に、植民地人が創設以来の植民地の歴史的アイデンティティーを探索し、それを通じて、イギリス帝国体制における植民地の憲制的位置づけを模索した知的営為において、ロック的言語の果たした役割を検討してゆこう。植民地の抵抗の議論のこの局面においては、一七六六年にヴァージニアのリチャード・ブランドが、ロックの移住の自然権の概念を契機として、植民地独立国家論を定式化した。その後、ブランド的なロック型の移住論¹¹植民

地独立国家論は、国王権力に関する絶対主義的な解釈に基づく国王大権型の独立国家論とともに、イギリス帝国国家連合論の基礎として、茶法制定以前、特にいわゆる「平穩の時期」と呼ばれる三年間に、とりわけマサチューセッツの抵抗の著作者たちの間に広く根をおろしていた。茶法制定後の危機の第三段階に入ってから、二つの型の独立国家論及び帝国国家連合論は、マサチューセッツ以外の全植民地に広く拡散してゆくようになる。そしてレキシントン・コンコードの時点までに、普通は個別植民地を、場合によっては北アメリカ植民地全体をさして、“distinct state” “distinct society” “distinct part” “distinct dominion” “independent state” “complete state”であるとする表現が、全植民地の政治的著作物に広範に見られるようになる。しかも茶法制定後の段階に

おける特徴は、移住論Ⅱ植民地独立国家論Ⅱ帝国国家連合論を展開する著作者の数が、全植民地的に急激に増加しただけではない。更に特筆すべき事柄は、ジョン・アダムズ、アレグザンダー・ハミルトン、トマス・ジェファソン、ジェイムズ・ウィルソン、ジョン・デイキンソンといった革命の主要なアクターたちが、論争のこの局面に加わってくる事である。とりわけ、独立宣言の最初の草案を書いたジェファソンが、その二年前に、ロッキ型の独立国家論を提起している事が注目に値する。

同様に、この時期の論争において注目されるべき事柄は、植民地独立国家論が抵抗の著作者たちの間にますます広く浸透していくのに対応して、ロイヤリストの著作者たちが、一七七四年と七五年の論争上の大反攻において、同理論を論駁の主たる対象とせねばならなかった事である。逆説的ではあるが、植民地においてはロイヤリスツの側がイギリス的正統ウィッグの原則に立っていたのであって、彼らにとつては、(本国)議会こそが帝国の最高の権力なのであり、ロッキ型であれ国王大権型であれ、独立国家論に基づく帝国国家連合論は、国王権力を絶対化する危険な論理に他ならなかった。そしてまた、彼らにとつては、帝国の中に独立国家を想定することは、

「主権国家内の主権国家」(“imperium in imperio”)、即ち、一個の主権の支配する領域内に別個の主権が存在する、という矛盾した状態を受容するに等しかった。ロイヤリスツの中には、ジョセフ・ギャロウェイに典型的に示される様に、一七六九年のウィリアム・ノックスの議論に従いつつ、ロッキの立法権力至上論や「暗黙の同意」概念を用いて、独立国家論に反論している著作者もいる。

この時期においても、抵抗の著作者たちの間で植民地独立国家論の形成を促進した基底的なセンチメンツが、著作物の表面に現れ続けている。第一に、植民地の創設とその後の発展は、本国イギリスの援助なくして、植民地人の独力の営為によつてもたらされたとする心情が、引き続き広範に見られる。そしてこの心情と関連して、植民地の父祖たちは、「購入」によつてもたらされたのであれ「征服」によつてもたらされたのであれ、北アメリカの荒野という「自然状態」に定住した、とする観念が表出しつづけている。この様な観念は、とりわけ著作者がロッキ的な独立国家論を提起する際に、顕著に現れている。これに対して、ロイヤリストの著作者たちは、植民地独力定住・発展論を異口同音に否定し、植民地の

創設や発展は、母国による保護と育成なくしてはあり得なかつた、と反論している。

第二に、植民地独立国家論を促進した背景として、とりわけ茶法制定後に一層表面化して来る心理的要因として挙げられるべきは、植民地の物理的諸力の発展がもたらした、植民地人の自負心である。この自負心は、危機のこの段階に入ってから、ますます強くなりつつあったのであつて、場合によつては、いまだ少数ではあるが、ラディカルな植民地人をして、植民地がイギリス帝国を離れて、別個の帝国を形成することを唱導させる程までに、強力となりつつあつた。一方で、ロイヤリストが、分離・独立によつてもたらされるであろうと彼らが考えた損失を強調したのに対して、他方で、マサチューセツツのラディカルな著者たちは、植民地が経済的にすでに十分に成熟しているのであつて、イギリス帝国から離れる事によつて、不利益よりはより多くの利益を得ることができるとすでに主張し始めていた。しかも、危機のこの段階においては、この様な自負心の表明は、より穏健な表現であれば、ニュー・イングランド以外においても見ることができると例へば、ベンジャミン・フランクリンは、一七七四年のパンフレットにおいて、帝国の

経済構造を冷静に分析しつつ、イギリス本国の経済的發展は、アメリカ植民地が本国との経済關係によつて被つてゐる不利益の上に成り立っている、と観測してゐる。⁽¹⁾ ウィリアムズバークにおいては、ロバート・カーター・ニコラスが、決して分離・独立を唱導してゐるのではないのであるが、植民地の独立は「時間の問題」[Womb of Time]であるとしてゐる。⁽²⁾ フィラデルフィアのリチャード・ウエルズも、植民地が独立すれば外国の餌食になるであろうとの理由から、本国との和解の方向を模索しつつも、フランクリンと同様に、イギリス帝国の重心はアメリカに移りつつある、と主張してゐる。⁽³⁾

この時期に入つて突然にも反響し始めた、植民地の「道德的衰退」に関する悲嘆や、「万人的改心」の要請も、この様な植民地の物理的諸力の発展がもたらした自負心の、屈折した表現と見なすことができる。そしてまた、サミュエル・ウィリアムズにおいて典型的に示されてゐる様に、アメリカこそがキリスト教の神がその摂理を實現する選びの場である、とする黙示録的な観点や、旧世界の「腐敗」に対するアメリカの「徳」といつた二項対立的な観点も、イギリス帝国の保護の下から、恐らくは意識下において離れつつあつた植民地人の、心理的過程

の最終局面を暗示するもの、として理解されるべきであろう。⁽⁴⁾ 植民地独立国家論は、この様な分離の心理的過程にあつた植民地人に、完全な分離を避けつつ限定的独立性を保証する、過渡的な概念的装置であつた、と見なすことができる。

さて、茶法制定からレキシントンまでの二年間で、著名な理論家の中では、一方でトマス・ジェファスンが、ヴァージニアにおける彼の先達のリチャード・ブランドをフォローしつつ、自然権論に基づくロック型の独立国家論を提起しているのに対して、他方で、ニュー・ヨークのアレグザンダー・ハミルトンが、極端な国王大権型の独立国家論を展開している事が注目に価する。しかしながら、すでにしばしば強調してきた様に、ここにおいてもまた、植民地の著作者たちはきわめて折衷主義的であつて、彼らはいつの場合、一つの型の議論を、様々な度合いで、また様々なヴァリエーションにおいて、融合ないし混同させている。例えば、「ノヴァングラス」書簡におけるジョン・アダムズは、独立国家論を提起するに際して、基本的には「議会外の国王」の觀念に依拠しつつも、同時にロック的な自然権論的思考の傾向をも見せている。更に、植民地の著作物が常にそうであつた

様に、ここにおいてもまた、移住論を起点とする精緻な議論が展開されることは稀であつた。著作者たちは、植民地を疑似独立的な政治体と見なす観点を、更に分析を要するものとは見なさず、むしろ単に、帝国における植民地の憲制的アイデンティティーに関する議論を展開するため、前提として提示するのが普通であつた。

二種類の植民地独立国家論が、何らの体系的論証を伴うことなく、混乱した仕方提示されている典型的な例として、匿名著者による『中間の道』⁽⁵⁾を見てみよう。一七七五年初頭に、フィラデルフィアで出版されたこのパンフレットは、抵抗運動を促進するためではなく、イギリス本国との妥協に向けて世論を動員すべく書かれたものである。著者が妥協の道を選択したのは、植民地における本国議会権力の至高性を信奉したからではなく、単に、イギリス本国こそが、植民地の通商にとって不可欠の海上の保護を得るために、最も適した同盟国である、と信じたからに過ぎない。実際、著者は植民地議会と本国議会とを対等な権力と見なし、従つて、植民地から本国議会権力を完全に排除する立場に立つて、議論を展開している。そして著者はこの立場を導くにあたつて、個別植民地がイギリス国王への共通の忠誠によつて連合し

た独立的政治体であるとする観念を表明している。即ち著者は、独立国家論Ⅱ帝国国家連合論を、本国との和解のための議論として提起しているのである。しかしながら、ここにおいては、個別植民地が何故に独立国家と見なされねばならないか、また、イギリス帝国が何故に国家連合体と見なされるべきであるのか、を説明する議論は全く欠落している。実際に著者は、イギリスとの「この様な結びつきが、理にかなつていると同時に、政治的にも適切であると指摘されるであろうのと同様に、我々の状況があらゆる点でイギリスからは独立的である、とする観点を取るのには間違つていないであろうし、すべてのアメリカ人が同意見であろう」と述べつつ、「アメリカは、正当で公平な独立の自然権を有している」⁽⁷⁾、との単なる主張の上に立つて、独立国家論を提起しているに過ぎない。

しかもこの著者は、アメリカ人がイギリス国王に対し、て忠誠義務を負うとしながらも、その忠誠の由来を説明する労を全くとっていない⁽⁸⁾。植民地の独立性が、イギリス憲制に基づく権利ではなく、著者の主張する様に自然権としてとらえられるべきであるならば、植民地のイギリス国王への服従は、両者間の源初の契約の観念によつ

て説明されねばならなかつたはずである。しかしながら、ここにおいて言及されている契約は、植民地が合理的な負担を支払うことによつて海上の保護を得るために、諸植民地とイギリス本国との間に結ばれたものとされている。恐らく著者は、植民地の父祖たちがイギリス国王の臣民として北アメリカに定住したと考へつつも、なおかつ、植民地の独立性を自然権に基づくものと見なすことができたのであろう。この様にこの著者においては、独立国家論が、混乱した曖昧な仕方では提示されている。そしてこの様な曖昧さは、恐らく多くの植民地人の思惟のあり方を代表しているもの、と見なされるべきであらう。以下においては、国王大権型とロック型の二つの植民地独立国家論が、比較的明確に提示されている例を取り出して、検討してゆきたい。

危機のこの段階において、国王権力に関する絶対主義的観点に立つて、独立国家論を体系的に展開している典例は、一七七五年三月に出版された、アレグザンダー・ハミルトンの『農夫への反駁』である⁽⁹⁾。同パンフレットは、ニュー・ヨークの最も多作なロイヤリストであったサミュエル・シーバリーが、『イギリスとその植民地の間の論争の検討』⁽¹⁰⁾において、ハミルトンの『大陸

会議の諸方策の完全なる弁明⁽¹¹⁾』を批判したのに対する反批判として書かれた。ハミルトンが以前の著作において、独立国家論を全く提起していないにもかかわらず、シーバリーは同理論を激烈に批判している。シーバリーにとっては、「独立の植民地」という表現は、用語の矛盾に他ならなかった。というのは、「植民地」は定義によつて母国に従属するものだからであり、従つて、イギリス本国の最高権力としての本国議会から独立的ではあり得ず、それに服従するべきものだったからである。

シーバリーによれば、帝国の中に「独立の植民地」の存在を認めることは、「主権国家内の主権国家」(“*imperium in imperio*”)という矛盾を導くに等しかった。そしてまた、個別の構成メンバーが相互に独立しつつ、イギリス国王への臣従と忠誠によつて結合するとする帝国国家連合論も、論理的に成り立ち得ない理論であった。というのは、「イギリスの国王は、「本国」議会の法によつて王位に置かれている」からであり、従つて誰も、本国議会の権威を否定しつつ、国王の臣民ではあり得ないからである⁽¹²⁾。

以上の様なシーバリーの議論に対して、ハミルトンは、「その様な本国議会議権力の至上性の絶対的不在」⁽¹³⁾の主張

をもつて応酬し、二年前のマサチューセッツにおけるハチンソン・代議会議論争において代議会が展開した議論を、より極端な仕方でも提起している。入念な憲制的議論を展開しつつ、また諸植民地特許状を吟味しつつ、⁽¹⁴⁾ハミルトンは国王の封建的土地保有権の概念から、彼の植民地独立国家論を導き出している。即ちハミルトンによれば、植民地は封建的土地保有によつて、本来国王の絶対的所権の下にあり、従つて国王は、彼の大権によつて植民地を自由に処分することができたのである。

アメリカの諸領域の権利が、唯一国王に帰属したことを疑う余地があるか? 「この点では」イギリスの土地保有の原則から、強力な議論が引き出されるであろう。国王は封建制によつて、法律的な意味において、イギリス全土の本来の所有者、あるいは至高の封建領主 [“*lord paramount*”] となつたのであり、現在もそうであり続けている。——この原則に従つて、彼はアメリカ全土の本来の所有者でなければならなかったはずであり、従つて彼は、彼が適切と考える仕方ではいかようにも、アメリカ全土を処分する権威を持つていたのである⁽¹⁵⁾。

ハミルトンにおいては、植民地人は「王室の資格におけるイギリス国王 [his Britanic Majesty, in his royal capacity]」に臣従するのであって、議会における政治的資格における国王に服属するのではないのである。そして各植民地は、国王が大権によって発布する植民地特許状によって、「独立性」を付与されている。諸植民地はイギリス国王の「ドミニオン」の中にあり、「イギリス国王に臣従する国々 [countries]」である。しかしそれらは、本国内においてのみ至高の立法府である本國議会に從属して¹⁶⁾いない。ハミルトンにおいても、イギリス帝国は、「各々が独自の完結した立法府」を持ち、「共通の支配者の下に結合した、いくつかの個別の社会あるいは政治体」から成り立っているのであって、これらの社会は、「一つはイギリス、一つはアイルランド、一つはニュー・ヨークにありながら、しかもこれらいくつかの部分が一箇の国家 [state] を形成している」のである。そして、「これらいくつかの政治体を結びつけ、[共通に] 浸透している最高の権威」は、「国王のパーソンと大権」に他ならないのである。¹⁷⁾

なおハミルトンは、ニュー・プリマスの最初の憲法を考察した箇所、アメリカが自然状態にあったと規定す

ることによって、ロック的な移住の自然権の理論に訴えかける微妙な傾向を示してはいる。¹⁸⁾そしてまた、上で見て来た様に、個別植民地をさして、独立の「国家 [state]」よりは「社会」あるいは「政治体」と表現している。「国家」を帝国全体を表すための語として用いている。この様な若干の差違はあるものの、ハミルトンは、国王の封建的土地保有権の觀念に基づいて、基本的には国王大権型の植民地独立国家論を提起しているのである。フィラデルフィアにおいては、ジェイムズ・ウィルソンが、彼の一七七四年のパンフレット、『イギリス議会の立法的権威の性格と範圍に関する考察』において、国王の支配領域 (dominions) の概念に基づいて、ハミルトンとは若干異なるものの、同類の独立国家論を展開している。¹⁹⁾

国王大権論とロック的な自然権論の両者を折衷した議論を展開しているのは、マサチューセッツのジョン・アダムズである。ロイヤリストのダニエル・レナードが、一七七四年十二月から七五年四月にかけて『ポストン・ポスト・ボーイ』に、「マサチューセツテンシス」の筆名で筆をとり、国王大権型の植民地独立国家論を批判しているのに対して、ジョン・アダムズが、一七七五年一

月から四月にかけて、『ポストン・ガゼット』に「ノヴァングラス」として一連のエッセイを掲載し、同理論を擁護する論戦をはつて⁽²⁰⁾いる。レナードは、彼の第五と第六の書簡において、他の多くのロイヤリスツと同様に、「議会における国王」というイギリスの正統ウィッグの原理に立脚して、抵抗の著作者たちの独立国家論を批判している。レナードは、イギリスが新たに獲得した領域としての北アメリカ植民地は、イギリスの「古来の所有領域と同様に」、イギリス国家の一部をなすと主張し、各植民地が本国議会に服従しない「独立国家」であるとする観点を、「政治的不合理の極みである主権国家内の主権国家 [imperium in imperio] と呼ばれるもの」を信奉するに等しい、として非難している。従つて、イギリス帝国を、国王への忠誠によつて結びついた独立国家の連合体と見なす論理も、不合理以外の何ものでもない。国王が「絶対君主」であるとするならば、国王を通じての結合は意味をなし得るであらう。しかしながら、「混合政府においては、それは何らの結合でもあり得ない」というのは、「国王のタイトルは議会の法に由来している」からである。植民地が国王に対して忠誠義務を負いつつ、しかもイギリス国家の一部を成さず、本国議会に

服従しないと主張は、統治の根幹を転覆するものであり、植民地からイギリス人の自由を「剝奪する」ものであり、「植民地に絶対君主制を樹立しよう」とするものに他ならないのである。⁽²¹⁾

以上の様なレナードの主張に対して、ジョン・アダムズは、「ノヴァングラス」の第七から第十書簡にかけて反論を加えている。アダムズにおいては、諸植民地は本国外にある「独立諸国家」であり、これらの諸国家が帝国の構成要素として、「国王のパーソンに対する忠誠」によつて結びついているが、それらは本国においてのみ至高の権力であるに過ぎない本国議会の権威に対して、服従義務を負っていないのである。この様な結論を導くためのアダムズの議論は、若干の混乱を示している。即ち、一方でアダムズは、移住という行為を自然権に基づくものとは見なさず、むしろ「彼の臣民が王国 [Kingdom] から離れるのを許可するのは、国王の権力に存する」として、⁽²²⁾国王大権型の論理をとっている。しかし、にもかかわらず他方でアダムズは、最初の移住者が国王に対して生まれつきの忠誠を負っていたとしながらも、移住者は「一人の人間として、あらゆる自然権をたずさえて」アメリカに移住したとして、ロック的な自然権型

の議論を展開してゆく。アダムズにおいては、植民地の父祖たちは、「この荒野に、イギリス憲制、あるいは完全な民主政、あるいは彼らが適切と考えた他のいかなる形態の統治をも樹立する、明白な権利をもつていた」⁽²³⁾。彼らは「インディアンの土地を購入し、彼ら自身の政府を設立したのである」⁽²⁴⁾。植民地の最初の定住が、「発見」や「征服」の結果としてもたらされたとしても、定住地がイギリス本国に併合されたことはなかった⁽²⁵⁾。というのは、最初の定住者たちが、イギリスに生まれたという事実によって、イギリス国王に対して生まれながらの忠誠を負っていたにしても、植民地の第二世代以後においては、この紐帯さえも消失してしまったからである⁽²⁶⁾。アメリカの諸植民地は、本国議会議力の及ぶイギリス本国の外にあって、独立諸国家を成している。従って、植民地において本国議会議力の至高性を受容することは、「主権国家内の主権国家」(“imperium in imperio”)の不合理を斥けるのではなく、むしろそれを受け入れることになるのである。この点でアダムズは、論敵を皮肉りつつ、次の様に述べている。

一個の宇宙の中に最高の存在が二つあり得ないのと

同様に、「同一の国家の中に至高にして独立の權威が二つ存在し得ない」、ということに私は同意する。だからこそ私は、我々の植民地立法府が、我々の諸植民地における唯一の最高権力である、と主張しているのである⁽²⁷⁾。

以上の様な議論を基礎として、アダムズは独立国家の連合体としての帝国の構造の説明に入っていくのであるが、ここにおいて彼は、国王大権を再度強調せねばならなかった。即ち彼は、独立国家としての植民地が、「我々の特許状において、国王との間に結ばれた契約」を通じて、国王の下に連合していると主張する⁽²⁸⁾。「アメリカ人とイギリス国王との間に締結された、特許状や、明白な、あるいは暗黙の契約」によって、アメリカ植民地人はイギリス国王への忠誠を回復したのである⁽²⁹⁾。しかしながら、「国王への臣従は「本国」議会議力への服従を全く含意しない」⁽³⁰⁾。というのは、

我々は、神の加護の下にある国王ジョージ三世のパーソンに対して忠誠を負っている。しかし、忠誠はイギリス人からもアメリカ人からも、すべからく

国王のパーソンに帰せられるべきものであつて、彼の王位 [crown] に帰せられるべきものではなく、彼の生まれついで [natural] 資格に帰せられるべきものであつて、彼の政治的資格に帰せられるべきものではない [からである]⁽³¹⁾。

以上の様に、「ノヴァングラス」書簡においてジョン・アダムズは、自然権的思考と国王大権に基づく議論を折衷している。第一に移住論に関しては、彼は臣民を王国から解放して外に出す権力を国王に付与して、ロックの移住の自然権の概念には全く訴えていない。しかし、にもかかわらず彼は、植民地建設の歴史を、「購入」された自然状態において新たな統治を設立するプロセスととらえている(ちなみに彼は「自然状態」という語を用いていないのであるが、これは「購入」と「自然状態」の観念の間にある論理的ディレンマに気づいていたためかも知れない)。従つて、ハミルトンとはちがつてアダムズは、植民地人がイギリス国王と契約関係に入る以前に、国王に対して忠誠義務を負う可能性を明白に否定している。しかしながら、ひとたび植民地独立国家論を確保した後には、植民地とイギリス国王の間の統治

契約の概念を有効化するためには、他の全ての帝国国家連合論者と同様に、彼もまた、「議会外の国王」への臣民の忠誠を強調せねばならなかったのである。

さて次に、危機のこの段階において、我々の主題であるロックのブランド的な移住論Ⅱ植民地独立国家論が展開された例を検討してゆこう。ここにおいてもまた、植民地の著作者たちは教条主義的であるよりはプラグマティストであつて、この事がしばしばロック的な論理を不明確にさせている。多くの場合、著作者たちは、彼らの展開している主たる議論にとつて必要な限りにおいて、何らの体系的な論証も伴うことなく、曖昧な仕方でもロック的な議論に触れているに過ぎない。また、ジョン・アダムズにおいて見て来た様に、彼らはしばしば、ロック型と国王大権型の議論を折衷し、あるいは混同している。しかしながら、植民地のパンフレットや新聞エッセイの中から、ロック的な議論の理想型とも言うべきものを抽出する事はできる。

ロック型の移住論Ⅱ独立国家論においては、イギリス本国を移住して出る自然権、及び北アメリカの自然状態(それが「購入」によつてもたらされたものであれ「征服」によつてもたらされたものであれ)に、全く新たな

社会と統治を設立する自然権が、議論の本質的な必要条件を成している。国王大権型の議論においては、国王の臣民が本国を移住して出る行為を許可する権力を国王が持っているとし、植民地は、国王が本国議会議権力を超越して、彼の意志によって支配することのできる領域であるとされている。これとは対照的にロック型の議論においては、移住者の移住の権利は個人が生まれながらにして持っている自然権であつて、国王権力に由来しないし、また、移住は国王に新たな支配領域(dominions)をもた

らすための企図としてとらえられてはいない。ロック的な観点に立つ議論においては、むしろ、生国イギリスにおける宗教的迫害や政治的抑圧といった歴史的要因が、植民地の父祖をして、国王権力を含めてイギリス国家を放棄する自然権を行使せしめた、ととらえられている。

従つて、一方で国王大権型の議論においては、これらの父祖たちはイギリス臣民として大西洋を渡るのに対して、他方でロック的移住者は大西洋の航海に乗り出した時点で、イギリス臣民ではなくなっている点が特徴的である。そして、ロック型の議論においては、植民地の最初の定住者たちは、「購入」ないし「征服」によつてアメリカ先住民から獲得された「自然状態」で、彼ら自身の新た

な歴史を開始し、彼ら自身で政治社会を形成し、独立国家を樹立するのである。ハミルトンの議論とは異なつて、これらのロック的な独立諸国家は、もともとはイギリスとの間に何らの政治的紐帯も持たないのであつて、本国との関係において全くの自然状態にあつたことになる。

以上の様に、植民地独立国家論を導く論理の過程については、純粋なロック型と国王大権型の議論の間で重大な相違が見られる。しかしその後、これらの独立的政治体が帝国の国王の権威の下に結びついた国家連合体であると規定する論理においては、両者の間にさしたる相違はない。いずれの様式の議論においても(しかし、とりわけロック型の議論においては)、本国・植民地関係は、本国議会議権力の関与を一切排除して、独立国家としての各植民地が国王に忠誠を払うかわりに、国王が各植民地に保護を与えるという、植民地とイギリス国王との間の統治契約に基づく関係として、しばしば概念化されている。そして、この様な統治契約関係が明示されているか否かにかかわらず、いづれの型の議論においても、国王への服従は、「政治的資格における国王」(King in his politic capacity)に対してではなく、「パーソンとしての

国王」(King in his person)に対する忠誠でなければならなかった。というのは、帝国国家連合論は、抵抗権論のコンテクストにおいては、恐らく意識下の作業として、植民地の抵抗の議論の中に国王を招き寄せるための論理であった傾向が強いが、植民地人の意識的な帝国観の形成においては、植民地の地平線から本国議会権力を排除するための論理に他ならなかったからである。従って、ロック型の独立国家論においてさえ、帝国国家連合論を導く論理においては、いづれにせよ「議会外の国王」の大権を強調せねばならなかったのである。そして、「議会における国王」の正統原理に立つロイヤリスツにとつては、この様な議論はとうてい受け入れがたいものであった。この点では、植民地の「トーリー」はイギリスの「ウィッグ」であり、植民地の「ウィッグ」はむしろイギリスの「トーリー」であった、という逆説が生じているのである。

なお、イギリス領北アメリカは、植民地人自身の労働によって獲得された植民地人の所有物であるとする、植民地の抵抗の著作者たちによってしばしば展開された議論(植民地独立定住・発展論)は、とりわけロック型の植民地独立国家論において、強調されねばならなかった

事に、再度注意しておきたい。本国政府筋の著作者たちは、植民地が本国の所有権下にあり、その意志は本国議会によって「実質的に」代表されている、と主張している。ハミルトンやウィルソンの様な植民地の著作者たちは、植民地は国王がその大権によって直接支配することのできる、拡大された国王の支配領域(dominions)であると論じた。これらとは対照的に、ロック的な議論においては、植民地の父祖たちが移住に際して後に残してきた、イギリス本国のイギリス臣民は、父祖たちが海外に独立国家を樹立する歴史とは、何の関係も持たないのであり、また、国王も、国家連合体を形成するための源初の統治契約が結ばれる以前には、移住者たちの歴史において何の役割も担わないのであるから、これらの国家は国王の支配領域でもあり得なかった。植民地は、最初の定住者とその子孫が、仮定的には自然状態にあった(ロックの表現を用いるならば「無人の地で」、未開の荒野を占有・耕作することによって、母国の援助に頼ることなく獲得した、植民地人の所有物だったのである。ロック型の独立国家論を唱えた著作者たちは、ロックと同様に、「最初は全世界がアメリカであった」のであり、⁽³²⁾「未開墾の荒地のまま残されており、そこに住む人々よ

り多くの人々が利用可能であり、従っていまだに共有地として残されている広大な土地が、「世界には」まだ発見されずに残っているのである⁽³³⁾、と考えたのかも知れない。そして、前節ですでに触れて、本節でも後に検討するモーゼス・マサーのパンフレットが示唆している様に、とりわけロック型の移住論^{II}独立国家論に立つた植民地の著作者たちにとっては、北アメリカの荒野のイメ⁽³⁴⁾イジとロックの労働^{II}所有権論が連結していた可能性がある⁽³⁴⁾。

ロック型の移住論^{II}植民地独立国家論を提起した最も著名な著作者は、一七七四年にウィリアムスバークで出版された『イギリス領アメリカの権利の要約』におけるトマス・ジェファソンである。ジェファソンは、ヴァージニアの政治的シーンにおいては、リチャード・ブランドの年若い同僚にしてその賞賛者であり、もちろんの事ながら、二年後の独立宣言の最初の草案の起草者である。我々はここに、ロック—ブランド—ジェファソン—独立宣言⁽³⁵⁾の接続を見ることができ⁽³⁵⁾。

ハミルトンが植民地における国王の封建的土地保有権の概念に基づいて、独立国家論を展開したのに対して、ジェファソンは端的にこの概念を否定し、彼の移住論か

ら国王権力を全く排除している。ジェファソンによれば、封建的土地保有のシステムは、イングランドにおける「初期のサクソン定住の時代には」存在しなかったものであつて、ノルマン王ウィリアムのイングランド征服によつて導入されたのであり、この時始めて、「イングランド全土が、直接的あるいは間接的に、国王によつて保有されている」という原則が確立したのである。しかしながら、この原則は植民地には適用され得ない。というのは、「アメリカはノルマン王ウィリアムによつて征服されなかつたし、彼あるいは彼の後継者の誰に対しても譲渡された事はなかつた」からである。各植民地の特許状に、国王による植民者への土地の下賜が明記されているのは、単に「法律の専門家ではなかつた」植民地の父祖たちの、誤解の産物に他ならなかつたのである⁽³⁶⁾。

以上の様に、ハミルトンの議論を全く排除した上で、ジェファソンは、ロックの移住の自然権を基礎として彼の議論を組み立ててゆく。移住論者たちがしばしば提起した様に、ジェファソンもまたサクソンの民族移動との比較を用いつつ、北ヨーロッパを離れてイングランドに定住し、イギリス的法体系を確立したサクソンの祖先と同様に、北アメリカ植民地の最初の定住者たちは、彼ら

の移住の自然権を行使した、と主張している。サクスの
のイングラントへの移住の歴史は、植民地への移住の歴
史として繰り返されたのである。即ち、

我々の祖先たちは、アメリカに移住する以前に、選
択ではなく偶然によって彼らがそこに置かれた国を
離れ、新たな居住地を求めて行き、そしてそこで、
彼らにとっては公共の幸福を最もよく促進するであ
ろうと思われる法と規則の下で、新たな社会を設立
するという、自然が全ての人間に与えている権利を
保持していたのである。⁽³⁷⁾

北アメリカへの植民者たちは、この自然権を行使したの
に他ならないのである。なお、ここにおいて「社会」と
いう語は、「国家」を包摂する語として用いられている。
他の箇所ではジェファソンは、「物事の本性からして、あ
らゆる社会は常にそれ自身の中に、立法の主権を持つて
いなければならぬ」と述べている。⁽³⁸⁾

次にジェファソンは、問題の多い「購入」よりは、端
的に「征服」を選択して、抵抗の著作者たちの間では、
すでになじみ深いものになっていた、植民地独力定住・

発展論を展開してゆく。

イギリスの公衆の負担によってではなく、「植民し
た」諸個人の負担によって、アメリカは征服され、
定住がなされ、「定住地が」確固として確立された
のである。定住のための土地を獲得するに際しては、
彼ら自身の血が流され、定住を確保するに際しては、
彼ら自身の財産がすぎ込まれたのである。彼らは独
力で戦い、独力で征服したのであって、彼らのみが
「定住地を」所有する権利を持っているのである。⁽³⁹⁾

北アメリカの土地を征服し、耕作したのは、イギリス国
王でもなければ「イギリスの公衆」でもなく、イギリス
からのロッキの移住者たちに他ならなかった。従って、
この土地は、ハミルトンの様な国王大権型の著作者たち
が主張する様に、イギリス国王の支配領域でもなければ、
また、本国政府筋の著作者たちの議論における様に、イ
ギリス本国の所有物でもなく、アメリカへの定住者とそ
の子孫の私的所有物だったのである。

こうしてジェファソンにおいては、植民地諸社会は、
新たに設立された独立的政治体であった。これらの政治

体がいかなる法体系を採用するかは、全くのところ自由な選択の問題であった。更にまた、これらの政治体は、論理的に言つて、イギリスとその主権者に対する関係において、全くの自然状態にあつたのであつて、国際関係においていかなるポジションに立つかも、任意の選択によつていたのである。そしてこの前提に立つて、ジェファソンは、帝国国家連合論の説明へと筆を進めてゆく。彼は「源初の契約」という用語を用いてはいないのであるが、植民定住者たちがイギリス憲法を採用し、かつまたイギリス国王に服従した事を、彼らの自発的行為と規定して、次の様に述べている。

こうして、アメリカの荒野に定住地が確保された後に、移住者たちは、彼らが今まで母国においてその下に生活して来た法体系を採用し、共通の主権者「イギリス国王」に服従する事によつて母国との結びつきを継続する事が適切であると考えた。そして、これによつてこの主権者は、この様に新たに数の増えた帝国の異なつた諸部分を結びつける、中心的な連結環とされたのである。⁽⁴⁰⁾

なお、ジェファソンの議論においてきわめて特徴的な事柄は、彼がイギリス人によるアメリカ先住民の「征服」を歴史的事実として端的に認め、従つて、北アメリカにおける新たな社会の形成を叙述するに際して、默示的にさえも、自然状態の概念を用いる事ができなかった事である。ロック的移住者が、既存の国家に参入するのではなく、社会と統治を新たに設立する場合、その空間は自然状態になければならなかつた。しかしながら、実際には北アメリカにはすでに先住民の諸政治体が存在しており、このことが植民地の著作者たちをして、ロックの移住論を文字通り用いる事を不可能にさせた。彼らは、土地の「購入」や「征服」があたかも自然状態をもたらすかのごとく、「購入」や「征服」といった観念を導入することによつて、この問題を回避しようとした。ジェファソンの場合は「購入」の観念を斥けている。これは恐らく彼が、土地の購入によつて、その土地に対する政治的支配権がもたらされないばかりか、むしろ購入者に、その土地の存在する先住民国家に対する服従をもたらし事を、意識していたためと思われる。ジェファソンは「征服」を採用することによつて、少なくとも先住民社会からの、移住者社会の独立性を確保することがで

きたのである。いづれにせよ、彼にとっての重要な事柄は、アメリカ植民地とイギリス本国との関係を規定することであつて、イギリスからの定住者と「インディアン諸君主」との関係を、整合的に説明することではなかつたのである。

次に、ロック型の移住論＝独立国家論のより典型的な例として、一七七五年の二月から四月にかけて『マサチューセツツ・スパイ』に連載された匿名のエッセイを見てみよう。⁽⁴¹⁾このエッセイは、「マサチューセツツ港灣の住人に」宛てた書簡形式で書かれていて、部分的にはダニエル・レナードの「マサチューセツテンシス」書簡に対する反論であり、「ノヴァングラス」におけるジョン・アダムズと同様に、アメリカ植民地を独立諸国家と規定している。しかしアダムズとは異なつて、この著者は、明確にロック型の議論を展開している。著者は第二書簡において、植民地の歴史的アイデンティティーについて叙述しつつ、最初の定住者たちがイギリスを離れる時、彼らが移住の自然権を行使した、と主張して次の様に述べている。⁽⁴²⁾

尊敬すべき我々の祖先たちは、迫害の圧迫や政府の

抑圧に苦しめられて、諸特権を放棄し、耐え難きまでに抑圧的となつた政府の権力範囲から離れることによつて、彼らの生まれつきの自由と独立性を回復するといふ、社会の全構成員が生得的に持つてゐる自然権を行使したのである。彼らはイギリス議会の権力を否認し、彼らの私的な費用によつて、また、彼ら自身の危険を冒して、アメリカの荒野で私的な冒険者となつたのである。

この時、植民地の先祖たちは本国議会の権限を否認したのみならず、イギリス国王への忠誠をも否定したと考へなければならぬ。著者によれば、「臣民がどこに行こうとも、忠誠義務は臣民についてまわる」といふのは誤りである。といふのは、移住者が他の経路を辿つて、フランスやスペインに定住したとすると、その定住地がイギリス帝国に併合される、とは考えられないからである。従つて、植民地の父祖たちが生国イギリスを移住して出た時ただちに、国王への忠誠義務も議会権力への服従義務も消失し、彼らは生国との関係において、全くの自然状態に入った、と想定されねばならないのである。

次に著者は、イギリス人によつて占有された土地に対

する、アメリカ先住民の支配権の問題を処理し、国際関係における独立の行為者としての継続的なポジションを、定住者たちに確保するために、「購入」と「征服」の観念を結合して使用してゆく。この点において著者の叙述は、ロック型の植民地独立国家論者の議論がしばしばそうであった様に、きわめて不透明である。即ち、著者によれば、定住者たちは「最初は公正な購入によって、後には時には購入によって、また時には正当化しうる征服によって、土地の所有権を土着民から誠実に引き継ぐ方策を見出した」のである。従って、著者にとつては、最初の定住者とその子孫は、「天の下であらゆる外国の権力から独立して」いた。というのは、彼らは、彼らと同様にイギリスからは独立の、「未開の土着民」から正当に土地を得たからである。

ここから著者は、本国議会議権力の役割を完全に排除して、植民地とイギリス国王の間の統治契約の觀念に基づく植民地・本国關係論を展開してゆく。即ち、植民地定住の初期において、植民地と「我々の母国とは別個の独立国家 [distinct and independent states]」であった。そして一七七五年においても、これらの国家は相互に「まだ独立で別個の」国家であり続けている。というのは、

「彼ら「植民者たち」が植民地の所有権を得て後に、これら二つの国家を結合する何事もなされていない」からである。植民地は、「彼ら自身とイギリス国王との間の、相互の約定が彼らに従属的にした」程度においてのみ、母国に対して依存的となったに過ぎない。第三書簡において著者は、「忠誠と保護」の「相務的關係」を確立するために結ばれた、「イギリス国王と我々の祖先の間の相互誓約」を説明している⁽⁴³⁾。それによると、この契約によつて、マサチューセツツという独立国家は、国王の保護を得るために、「イギリス国王をその頭に戴いた」のであり、これこそが唯一の「我々がイギリスに対して持つ關係」であつて、「今までのところ本国議会はこの取り決めに対して何の關係もない」のである。

さて、次に検討するモーゼス・マサーの『公平なる世界に対するアメリカの訴え』は、ロック型の移住論Ⅱ植民地独立国家論が行きつくべき、究極の論理を展開している例として重要である。⁽⁴⁴⁾一七七五年四月、レキシントン・コンコードの直前の時点で、コネティカットのハートフォードにおいて出版されたこのパンフレットは、二つの意味できわめて興味深い議論を含んでいる。すでに前節で検討した様に、マサーの抵抗の議論は、ロック型

の独立国家論とロッキのな労働Ⅱ所有権論の間に親和力があった可能性を示唆していた。同時に以下で考察してゆく様に、このラディカルなパンフレットは、植民地独立国家論が、理論的にも心理的にも、植民地人をして、帝国の国王の權威の下における、いわば限定的な独立から、国王権力をも排除する完全な独立へと、いかに容易に向かわしめるかを示しているのである。

マサーは、植民地がイギリス政府によってではなく、「購入と征服」によってアメリカを獲得した植民地人自身によって創建され発展して来た、と主張する。最初の設定の際に植民者たちがイギリス臣民であった、と仮定するならば、彼らは代表制度を通じて表される、彼ら自身の同意によって統治されるべき、イギリスの権利と特権を持っていたことになる。そして、この原則に従うならば、植民地人は彼ら自身の植民地議会によって支配されるべきであつて、彼らを代表しない本国議会によって支配されるべきではない。⁽⁴⁵⁾ しかしながら、マサーの議論の重心は、植民地人がイギリスを出発した時、すでにイギリス臣民ではなくなつており、アメリカに定住した時、彼らは彼ら自身の統治を設立する権利と自由を持つて、自然状態にあつた、とする仮定の方に傾いている。⁽⁴⁶⁾

そして、後者の仮定を裏付けるために、マサーは、自然状態における独立国家の建設、というロッキ的な議論を選択している。あるいはそれを選択せざるを得なかつた。ロッキにおけると同様に、マサーによれば、個人の出生地は「選択ではなく、偶然と必然によるもの」であり、「彼が分別のつく年齢に達した時」、個人は「他の王国や国に移動して、他の君主の臣民になるか否か」、を決定する権利を持つているのである。そして同じ根拠によつて、個人は統治の下におけるあらゆる便宜を放棄する意志があるならば、生国を離れて、他の移住者とともに、自然状態に新たな統治を確立する権利を持つているのである。即ち、

一定数のイギリス臣民が、遠くにある未開の、まだ人の住んでいない国 [country] に、自発的に移動するか偶然にも導かれて行き、彼らがそこに定住する事が便宜になつていて有益であると見出したならば、彼らは、彼ら自身の事柄をうまく処理するために、国王と王国からは独立に、市民政府を設立して法を作ることができないのであろうか？⁽⁴⁷⁾

北アメリカの市民政府は、「奢多と宗教的罪」に陥った
オールド・イングランドを放棄した移住者たちによって
創設された、独立の政府だったのである。⁽⁴⁸⁾

次にマサーは、本国・植民地関係の性格の説明に入っ
てゆく。他の多くのロッキの著作者におけると同様に、
彼においてもまた、アメリカ人は植民地特許状における
イギリス国王との契約によって、自発的にイギリス臣民
となったのである。アメリカ人のイギリス国王への忠誠
は、ここにおいても、生まれついでのものではなく、任
意に獲得されたものと見なされている。⁽⁴⁹⁾ しかもより重要
な事は、アメリカ人が国王との間においてのみ契約関係
に立っている事である。彼らは、本国内の権力に過ぎな
い本国議会の権限の及び得ない、イギリス本国 (the
realm of England) の外に立っているのである。⁽⁵⁰⁾ この点
でマサーは次の様な主張を展開している。即ち、イギリ
スにおけるイギリス臣民は、国王の臣民であると同時に
王国内の臣民であって、彼らの場合は国王に対して忠誠
義務を負っていると同時に、本国議会によって代表され
ており、その制定法によって拘束されている。しかしア
メリカ人は、この様な「完全な臣民性 [complete sub-
jectship]」を有していない。彼らは、合併以前のスコッ

トランドにおけるジェイムズ一世の臣民と同様に（しか
しこの場合は契約によって）、国王の臣民でありながら
も、イギリス議会への服従範囲内に立っていない。⁽⁵¹⁾ 言い
換えれば、イギリスとアメリカは、同一君主への忠誠を
共有する異なった市民国家なのである。従って、マサー
の観点からすれば、植民地議会の権利の主張よりは、植
民地における本国議会の主権の主張の方が、「主権国家
内の主権国家」(“imperium in imperio”) という不合理
を招くのであった。⁽⁵²⁾

マサーが独立国家としての植民地の独立性を強調する
時、ここにロッキ型の独立国家論の究極的表現を見るこ
とができる。即ち、マサーによれば、

イギリスはその政治的憲法を持っており、植民地も
またそれ自身の憲法を持っている。そして、これら
の憲法の精神と原則は類似しているのではあるが、
二つの国 [countries] の憲法は全く独立していて別
個のものである。イギリスの憲法は植民地の憲法で
はないし、その逆もまた然りである。これら「イギ
リスとアメリカ」は、互いに三千マイルも離れてお
り、異なった人々が住んでいて、別個の統治構造の

下にあり、異なつた習慣や法や利害を持つており、「しかし」両者が一人の国王を持つ、二つの国「countries」なのである。さて、誰であれ、イギリスとアメリカは一個の市民国家であると信じていることができるのであれば、彼らは同一性と多様性の原理を投げ捨て、あらゆる自然の区別を混同し、二つは一つであり、一つは二つである、と信じているにちがいないのである⁽⁵³⁾。

最後に、マサーにおいては、植民地独立国家論Ⅱ帝国国家連合論が、本国からの植民地の分離・独立を指向するラディカルな議論のための、有効な理論的武器になっている点が、特に注目に値する。同理論は、そのロッキ的・ブランド的形態においても、源初の統治契約が「パースンとしての国王」との間に締結されたとする限り、帝国における国王権力を非現実的に高く位置づけるものであった。このことは、一七七五年の時点ではきわめて逆説的である。というのは、ジョージ三世は彼自身、「議会における国王」というイギリス的政治システムの枠内で機能していたに過ぎないにもかかわらず、マサーのニュー・イングランドにおいては、すでに「イギ

リスによる抑圧」の究極の原因として、立ち現れつつあったからである。ニュー・イングランドの外においてさえも、例えば一七七四年のジェファソンは、批判の標的をすでに本国議会から国王に移行させつつあった。植民地人が、後の独立宣言における様に、彼らと母国を繋ぐ最後の結接点であった帝国の国王の権威を否認する程度にまで、ジョージ三世を非難するようになるならば、植民地独立国家論は、植民地人が母国からの完全な独立を主張するための理論装置として、機能するようになる。というのは、植民地人は、国王が契約を破棄することによって、植民地人を本来の完全な独立国家の状態に回帰せしめた、と宣言することができるからである。次の引用から明らかのように、独立宣言の一年以上も前で、レキシントン・コンコードの前夜に、モーゼス・マサーはすでにこの一線を越えていたのである。

独立とは、地球上に何の優越した権力をも認める義務の下にない状態に存する。国王は彼の「我々に対する」保護を撤回し、我々に対して戦争をしかける事によって、我々から忠誠とあらゆる服従義務を解除したのである。というのは、保護と臣従は相互的

なものであり、別々には存立し得ないからである。彼が彼の側で契約を破ったのであるから、我々はもちろんの事ながら我々のもの「服従義務」から解放されるのである。——国王は、彼の意志に反して、我々を忠誠義務から解除し、我々をいやおうなく服属から解き放った「のであるから」、我々は必然的に独立的となるのである。⁵⁴

植民地独立国家論は、モーゼス・マサーにおいては、帝国の構造の中で植民地の憲政的位置づけを概念化する、という過渡的な役割をすでに終えていて、むしろ、分離・独立を正当化するための抵抗の理論装置に変容している。この点で、独立国家論Ⅱ帝国国家連合論は、抵抗権のコンテクストにおいては、（恐らく無意識的に）植民地の抵抗論の構造の中に、国王を招き入れるための論理であった、ということができる。抵抗の著者たちの議論において、本国議会議を超越した権力を国王に付与する事は、少なくとも結果として見るならば、国王からその様な絶対権力を剝奪して、帝国を分解するための、前提的作業に過ぎなかつたと見る事ができる。⁵⁵

植民地の抵抗の著者たちの間に、植民地独立国家論

Ⅱ帝国国家連合論がますます浸透してゆくのに応じて、ロイヤリストの著者たちが、一七七四年にイデオロギー上の大反攻を開始した時、彼らは同理論に直接対峙し、これを論駁する必要にせまられた。ほとんどのロイヤリストは、植民地が課税や内的立法行為において、ある程度の地方的自治権を持つべきである、と信じていた。しかしながら、ロイヤリストの政治的信条の基底には、イギリスと植民地が一個の政治的共同体を成している、とする観念があつた。そしてこの前提に立つて彼らは、主権は分割できないのであるから、この共同体においては本国議会議が至上の権力であつて、植民地議会議はこれに従属する、と主張した。つまり、本国議会議から植民地議会議へと、権威の連鎖が下降的につながっているはずであつた。独立国家論は、帝国を複数の政治体に分解し、植民地議会議の権力を本国議会議の権力と並列させることによって、帝国を一個の共同体と見なし、その主権を本国議会議に置く、ロイヤリストのイデオロギーの基本原則を侵害するものだったのである。

また、国王権力の位置づけについて見るならば、すでに検討して来た様に、国王大権型の独立国家論や、ロッキンク型であれ国王大権型であれ独立国家論に基づく帝国国

家連合論は、国王権力が本国議会議権力を超越するとして、国王を危険なまでに絶対化するものであった。これに對して、ロイヤリストの著作家たちは、「議會における国王」というイギリスの正統ウィッグの伝統の上に立つて反論を展開している。ロイヤリスツにとっては、国王権力は議會内においてのみ機能し得るのであるから、国王大権型の独立国家論の主張する様には、国王が彼の臣民を議会議権力の域外に解放することはできないし、国王が本国議会の関与なしに、彼個人の自由な意図によつて処分できる、イギリスの領域は存在し得ないのである。そしてまた、植民地人は、生まれつきのイギリス臣民であれ、契約に基づく臣民であれ、帝国国家連合論で主張されている様には、本国議会議権力の下に立たないで、国王に忠誠を誓約する事はできないのである。従つて、ロイヤリスツにとっては、国王の權威の下における、複数の独立国家の連合体としての帝国の觀念は、本国議会議の正当な主権を、植民地から排除するための、詭弁に過ぎなかつたのである。

抵抗陣営の中に、ロックの移住論に基づいて、独立国家論を展開した著作家たちがいたのに對して、ロイヤリストの著作家たちは、同理論の非ロック的な国王大権型

を論駁する目的で、『統治論第二論文』の他の側面をしれば援用している。この点で彼らは、すでに一七六九年にウィリアム・ノックスが、『イギリスと植民地の間の論争の再考察』において展開した、ロック的な議論を繰り返しているのである。即ち、ロックの政治論においては、政治社会の意志こそが、あらゆる政治権力の下部構造を成しているのではあるが、異なった政府部門間の権力の比較においては、理論的には、立法部の方が、君主をその首長とする行政部に優越する、とロックは主張している。この立法権力至上の原理が、本国議会議権力の域外の国王の支配領域の存在を否定したり、臣民を本国議會議制定法の拘束の外に解放する、国王大権の觀念を論駁するに際して、ロイヤリスツが依つて立つべき有効な前提となり得た。そしてまた、ロックの議論の中で、移住論を無視してしまふならば、それと表裏一体をなす「暗黙の同意」論は、帝国を一個の同質的なイギリスの共同体であるとする、ロイヤリストの議論の前提を補強する役割を果たし得た。彼らは、植民地人がイギリス的権利と特権とを享受し、またはその享受を主張する限りは、イギリスの共同体の統治権力に暗黙の同意を与えたもの、と見なされねばならないと主張した。そしてひと

たびこの前提が確立されたならば、再びロックの立法権力至上論は、植民地人が「パースンとしての国王」に忠誠を負うとする、帝国国家連合論を批判するための、効果的な論理となり得たのである。

一例として、フィラデルフィアの保守的な牧師で、後に同地のコミッティー運動によって譴責されることとなるアイザック・ハントを見てみよう。彼は一七七五年初頭のパンフレット、『政治的家族』において、上記のコンテキストで「暗黙の同意」論を援用している。⁽⁵⁶⁾ ハントはロイヤリストとして、植民地と母国との「結合」を志向し、彼の議論の冒頭において、明らかに植民地独立国家論を念頭に置きつつ、「私は母国とその植民地とを一個の政治体として考察してゆくであろう」と宣言している。⁽⁵⁷⁾ 彼はこの結合によって、一方で植民地が通商活動に必要な海上の保護を得ると同時に、他方で本国がイギリスの「政治的家族」の従属的な構成員として植民地を保持するという、「相互の利益」を強調している。そしてハントは、この様なものとしての本国・植民地関係が、「源初の契約」に基づくとしているのであるが、⁽⁵⁸⁾ この契約によって植民地は、コモン・ローを継承し保持する権力としての本国議会の支配下に入った、と主張している。

というのは、「その様な従属を維持するためには、——法と統治の結合がなければならない」からである。⁽⁵⁹⁾ 即ち、植民地は、母国による保護を得るために、一個の同質的な政治的共同体としての、イギリス国内の従属的な部分となったのであって、この共同体においては、本国議会こそが、コモン・ローに順じて支配を行う主権に他ならないのである。

以上の様な立場を理論的に裏付けるために、ハントはロックの暗黙の同意の概念を導入している。『統治論第二論文』第九九節を引用しつつ、「政治社会を成り立たせるものは、多数者を構成し得る何らかの数の自由人による、この様な社会の一員になるための同意に他ならない」と彼は主張している。この同意は、「自然状態にある人々が、彼らの相互の防衛のために、彼らの統治に必要な特定の規則に合意する時に」、その様な合意として表明されるのである。彼にとつては、コモン・ローはこの様な源初の明白な同意に基づいているのである。ここでハントの議論が含意している事柄は、本国・植民地間の契約もまた、この様な「明白なる同意」の表明であった、という事である。彼によれば、ひとたび契約が結ばれ、従って、明白なる同意が表明されたならば、その後

に、すでに市民社会が設立されている領域に人々が参入し、彼らが「その国家の法による利益と保護を受ける」のであれば、彼らはその法体系によって支配されることに「暗黙の同意」を与えた、と見なされるべきなのである。⁽⁶⁰⁾ 植民地人は、「イギリス帝国の一部に定住し」、コモン・ローの下でイギリスの特権を享受しているのであるから、彼らは、「彼らの母国のコモン・ローによって統治されることに、暗黙の内に同意した」のである。本国・植民地間の源初の契約が結ばれた後の、暗黙の同意者としての植民地人は、契約の合意に基づいて支配されることに同意したはずであり、この合意によって、植民地はイギリスの共同体の従属的部分であり、従って本国議会の主権下にある、とハントは主張しているのである。⁽⁶¹⁾ ロイヤリストのハントの観点から見れば、契約を破りつつあるのはイギリス本国ではなく、反抗的な植民地人の方であつて、彼らは、母国への正当な従属を断ち切る事によつて、契約の「解消がもたらす悪しき諸結果」を招きつつあるのであつた。⁽⁶²⁾

ハントの一ヶ月後には、いぜんとして保守的勢力が優勢を占めていたペンシルヴェニア植民地議会の議長、ジョセフ・ギャロウエイが、ニュー・ヨークで出版した

彼の有名なパンフレット、『公平なる検討』において、国王大権型の植民地独立国家論を論駁するために、ウィリアム・ノックスと同じ仕方でも、植民地人が穏和な陳情を通じて本国との和解の道を追求するように、と説得しようとして試みている。しかしながら、彼は本国議会の至高性を確固として信奉していたのであつて、このパンフレットのほとんど半分を費やして、「議會外の国王」の觀念に基づく本国議會からの植民地の独立性の主張、即ち国王大権型の独立国家論を検討し、それに論駁を加えている。ウィリアム・ノックスと同様に、ギャロウエイもまた、彼の論駁のバックボーンをなす本国議会の主権の主張を基礎づけるために、ロックの立法権力至上論に訴え、同時に植民地の本国議會への服従を更に裏付けるために、ロックの「暗黙の同意」論を援用しているのである。実際、ロックはロイヤリストのギャロウエイにとつて、政治的言語の重要な源泉となつていたのである。ギャロウエイが提起する問題は、「植民地が正当にあるのか、それとも、それに対する関係において自然状態にある多くの独立し

た共同体なのであるか」である。⁽⁶⁴⁾そして、彼はロイヤリ
ストとして当然の事ながら、この問題の最初の命題を支
持するのであるが、そのために次の様な議論を展開して
いる。即ち、植民地の土地は発見されたか征服されたか
のいづれかであるが、「発見」も「征服」も、それに

よつてもたらされた領域を母国に併合するのであり、そ
の領域の「所有権は、その認可と権威の下でそれら「の
土地」が発見または征服された国家にあるのである」⁽⁶⁵⁾。

ところで、認可や特許を発行するのは国王である。そし
て、この点をとらえて抵抗の著作者たちは、国王には、
彼の臣民が本国から移住して出る際に、彼らを「最高の
立法的権威への服従義務から解除する」大権がある、と
主張している。従つて、全ての問題は、イギリス憲制に
おいて国王がいかなる位置を占めるか、に収斂すること
になるのである。⁽⁶⁶⁾

この点でギャロウェイは、イギリス的正統ウィッグの
伝統に立ちつつ、混合政体においては「国王は至上では
なく、権力において三つの平等なものの一つであるに過
ぎない」とし、国王、貴族院、庶民院の三者からなる議
会こそが至上の権力である、と主張する。⁽⁶⁷⁾そして、この
主張を立証するために、キケロやジャン・ジャック・ブ

ラマキとともに、ロックのテキストを引き合いに出して
いる。『統治論第二論文』第一三四節及び一四九節を引
用しつつ、彼は次の様に述べている。

ロック氏が我々に述べているところでは、「あらゆる
国家の最初の基本的な実定法は、立法権力を確立
することにある。この立法府は国家の最高の権力で
あるのみならず、共同体がそれ「その権力」を置い
た人々の手中にあつて、神聖で不可変のものであ
る」。また、他の箇所では彼は、「至高の権力は唯一つ
だけ存在し得るのであり、これが立法権である。こ
れに対してあらゆる他「の権力」は従属するのであ
り、従属せねばならない」と述べている。⁽⁶⁸⁾

ギャロウェイにとって、行政首長としての国王は、議
会に「服従せねばならない」のであつて、国王は議會制
定法に順じてのみ、その権力を行使し得るのである。こ
の点で更に念を押すために、彼はロックの一五一節を引
用している。

ロック氏が我々に言うところでは、国王は「国家の

イメージ、幻影、あるいは代表として、社会がその法の中に表現した社会の意志に順じて機能するものと見なされるべきであつて、従つて、法の意志や権力以外に、いかなる意志も権力も持たないのである⁽⁶⁹⁾。

ギャロウェイにとっては、植民地人が「国王への忠誠を承認しながらも、「本国」議会への服従を否認する」のは、不合理以外の何ものでもなかつた⁽⁷⁰⁾。国王大権型の独立国家論と、国王大権型であれロック型であれ、独立国家論に基づく帝国国家連合論は、国王への忠誠が臣民に生まれついでのもつとされる場合も、契約に基づくとされる場合も、国王個人（即ち、「パースンとしての国王」）への忠誠の有効性を、必然的に前提とするものであつた。そしてロイヤリスツは、とりわけこの前提を仮借なきまでに攻撃した。この点においてもギャロウェイは、国王への忠誠の性格についての、ロイヤリストの観点を繰り返して強調するために、ロックに依拠している。彼は一五一節と一三四節を引用しつつ、次の様に主張している。

そして、ロック氏のコトバも同様に適切である。即

ち、「忠誠の誓約は国王に向けられるのであるが、それは最高の立法者としての彼に向けられるのではなく、彼と他の人々の結合した権力によって制定された、法の最高の執行者としての彼に向けられるのである。忠誠は、法に従つた服従に他ならず、彼「国王」が法を侵すのであれば、彼は「臣民の」服従に対して何の権利も持たない。あるいは彼は、法の力を付与された公的なパースンとしてのみ、それを要求することができるのである」。そしてまた、他の箇所では彼は次の様に述べている。「最も厳肅な紐帯によつて誰もが負つている服従は、究極的には、立法府の最高権力に行きつくのである⁽⁷¹⁾、それが制定する法によつて導かれているのである」。

皮肉なことにギャロウェイは、国王大権型の移住論^{II} 独立国家論を批判し、本国議会の主権を主張するために、ロックの「統治の解体」のレトリックに言及しさえしている。彼によれば、もしも国王が「アメリカの特許状において、「イギリス」国家の臣民に移住の認可を与えて、彼らを立法府の権威への服従から放免する」ならば、これは国王による越権行為であり、信託違反であつて、国

王は「これによって、彼の王位を喪失するのである。そして、このような認可の付与という害悪を防ぐために、人民は、彼らの本来の権威を回復することになるであろう」。この原則は、「同じ著者」が「彼の論考の後の部分」、即ち第十九章「統治の解体について」において立証した原則である、とギャロウエイは指摘している。⁽⁷²⁾

さて、ロック的移住者は、移住の時点でイギリス臣民であることをやめ、イギリスの権利と特権を放棄するのであった。他方で、ハミルトンの移住者には、この様な権利の放棄は生じず、彼らは本国議会議権力の域外にありながら、なおかつイギリス国王の支配領域の中にとどまっていた、国王大権の下でイギリスの権利を享受するのであった。これに対して、ノックスやギャロウエイの議論は、ロック型の議論を無視して、もっぱら国王大権型の移住論を論駁の対象とし、そのために、帝国の主権は本国議会議会にあり、国王権力はこれに包摂される、との前提を立証しようとした。この前提に立つて、ロイヤリストの著者たちは、第一に、本国議会議会主権の支配下にある移住者は、国王の権威のみによって、本国議会議会の支配するイギリスの政治的共同体の外に出て、植民地を設立することはできない、と主張できたし、また、植民地

人は本国議会議会から独立した国王のみを通じて、諸国家の帝国的連合を形成することはできない、と議論することができた。そして、このような主張を裏付けるために、彼らは議会議会主権論のロック的な表現を援用したのである。第二に、同じ前提に立つて、彼らは、移住者がイギリスの権利を放棄しない限り、権利に伴う義務からも解放されないものであって、この義務は究極的には本国議会議会への服従を意味する、と主張することができた。⁽⁷³⁾

この第二の論点を補強するために、ノックスと同様にギャロウエイもまた、ロックの「暗黙の同意」論を援用している。彼は、「ロック氏の意見が、アメリカの「抵抗の」唱道者たちによって、今までしばしば信用に値するものとして、信頼されて来たのであるから、ロック氏の見解をここに付け加えておこう」と述べて、ロックが「暗黙の同意」論を展開した一二〇節を引用している。

彼のコトバは次の様である。「誰であれ、相続や購入や許可やその他の方法で、ある国家に結びついていて、その国家の統治の下にある土地の、どんな部分でも享受するのであれば、その土地がその下にあり得る条件、即ち、その国家のどんな臣民とも同じ程度

に、その土地がその支配権の下にある国家の統治に服従するという条件で、その土地を所有しなければならぬ⁽⁷⁴⁾。

つまり、一個の主権の支配する領域内に土地を所有するということは、その主権に服従するという暗黙の同意を与えていることになる。従って、ギャロウエイにとっては、次の様な主張が成り立つ。

イギリス臣民であれ外国人であれ、アメリカの特許状の認可の下にあるのであれ、そうでないのであれ、植民地におけるイギリスの領域の占有者となったのであれば、彼は正にイギリス国家の構成員であって、その国家の最高の権威の「制定する」法の支配下にあるのである⁽⁷⁵⁾。

抵抗の著作者たちがしばしばロック政治学を誤用している、とギャロウエイが指摘する時、彼はロックの移住論に言及しているのではなかった。実際、彼は「移住の自然権」の概念を全く無視しているのであって、もっぱら国王大権型の移住論⁽⁷⁶⁾ 独立国家論を批判の対象として

いる。これは、ノックスの場合と同様に、ギャロウエイもまた、ロックの「暗黙の同意」論に依拠して議論を展開する限り、それと表裏一体を成すロック的移住論を、無効化することができないことに、気づいていたためと思われる。いづれにせよ、一七七五年のギャロウエイは、一七六九年のノックスに従って、ロック政治学を援用することによって、国王大権型の植民地独立国家論に、論駁を加えているのである。彼はロックに依拠しつつ、イギリスとアメリカ植民地は一個の政治体を成し、この政治体においては本国議会が最高の権力であって、植民地議会は従属的権力に過ぎない、とするロイヤリストの観点⁽⁷⁶⁾を理論化しているのである。

ギャロウエイのパンフレットは、一七七五年三月に出版されるや否や、『ペンシルヴェニア・ジャーナル』誌上で反論を受けることとなった。この反論エッセイの匿名の著者は、フィラデルフィアにおけるコミッティー運動のリーダーであった、ジョン・デイキンソンとチャールズ・トムスンと想定されている⁽⁷⁷⁾。デイキンソンは一七七四年のパンフレット、『アメリカ植民地に対するイギリスの憲制的権力についてのエッセイ』、においてすでに、ウィリアム・ノックスが引用した、ロックのテクス

トの対抗解釈を提示することによって、ノックスによる
ロックの援用を批判して⁽⁸⁾いた。『ペンシルヴェニア・
ジャーナル』誌上で、デイキンソンとトムソンは、今度
は、ギャロウェイによるロックの立法権力至上論の援用
の仕方に、ロック政治論の観点からして正当な反論を展
開している。彼らは、ギャロウェイが引用した『統治論
第二論文』の一三四節と一四九節を分析しつつ、立法院
は、「共同体がそれ「権力」を置いた人々の手中にあつ
て、神聖で不可変のものである」、とするロックのテク
ストに注意を喚起している。彼らは、立法権力があらゆる
他の政治権力に優越する、とする点においてギャロ
ウェイと一致しつつも、立法院の正当性は、すべての政
治権力の源泉としての「共同体」の意志に存する、と
ロックが想定している、と的確にも主張している。ここ
に、いぜんとして保守的なクウェーカー・パーティーの
支配するペンシルヴェニア植民地議会議長と、それをい
わば下から批判しつつ現れて来たコミッティー運動の
リーダーとの間の相違がある。ギャロウェイは、植民地
がイギリスの共同体の一部である、と当然のごとく見な
していた。これに対して、デイキンソンとトムソンの観
点からすれば、「共同体」とはペンシルヴェニアのこと

であつて、イギリスないし帝国全体ではなかつたのであ
る。従つて、彼らは次の様に反論することができた。

私は、ペンシルヴェニアにおいて、共同体がそれ
「立法権力」を置いた人々の手中にあつて、一個の
立法権力を我々は持つてゐるのではないか、と問い
質したい。――このことは否定され得ない事
柄である。――それ「ペンシルヴェニアの立
法府」は、イギリスの立法院と同様に確立されたも
のである。――その権力は、この植民地の範
囲内においては、イギリスの立法院の権力が「イギ
リスにおいて」そうである様に、最高にして無制限
なのである。

ここにおいてデイキンソンとトムソンは、植民地独立
国家論を論証する手続きを、全くとつていないのである
が、ペンシルヴェニアがそれ自身の政府を持った独立し
た共同体であるとの前提に立つて、ロックの立法権力至
上論を適用しているのである。彼らにとつては、ロック
のこの原則は、「それをイギリスの議会にあてはめると
いうことをしなくとも、アメリカの個別の政府において、

十分に充足されている」のであって、「我々の個別の政府に対して、そしてそれらに対してのみ、適用可能」なのである。従って、もしもペンシルヴェニアが本國議会の主権の下にあるとするならば、「我々はロック氏」の「原理」に矛盾して、『二つ』ではなく二つの最高立法権に服することになるであろう。実際のところは、コミッティー運動のリーダーたちのこの様な主張は、植民地議会議長のギャロウェイにとつては皮肉に聞こえたに違いない。いずれにせよ、ここにおいては、ペンシルヴェニアの異なった政治勢力のリーダー間の論争において、ロックは、両者が依つて立つ中心的な政治的言語となつていたのである。なお、ギャロウェイは彼の一七七五年に出版された二つ目のパンフレット、『公平なる検討』と題されたパンフレットの著者に対する訴えへの返答⁽⁷⁹⁾において、デイキンソンとトムソンを反批判している。そしてその中で、ギャロウェイは彼の二人の論敵が、何故に「個別植民地が一個の独立国家なのである」かを論証することなく、植民地独立国家論に依拠している⁽⁸⁰⁾と適切にも指摘しているのである。

註

- (1) Benjamin Franklin, *The Causes Of The Present Distractions In America Explained* (New York, 1774), 14.
- (2) Robert Carter Nicholas, *Considerations On The Present State of Virginia Examined* (Williamsburg, 1774), 29.
- (3) Richard Wells, *A Few Political Reflections* (Philadelphia, 1774), 49-50.
- (4) Samuel Williams, *A Discourse On The Love of our Country* (Salem, 1774), esp. 20-25. Cf. Clinton Rossiter, *Seed-time of the Republic: The Origin of the American Tradition of Political Liberty* (New York, 1953), 430.
- (5) Anon., *The Middle Line: Or, An attempt To Furnish Some Hints For Ending the Difference* (Philadelphia, 1775).
- (6) *Ibid.*, 5.
- (7) *Ibid.*, 47.
- (8) *Ibid.*, 12-13, 25-26.
- (9) Alexander Hamilton, *The Farmer Refuted: Or, A more impartial and comprehensive View Of the Dispute between Great Britain And The Colonies* (New York, 1775).
- (10) Samuel Seabury, *A View of The Controversy Between Great-Britain and her Colonies: Including A Mode of Determining their present Disputes* (New York, 1774).
- (11) Alexander Hamilton, *A Full Vindication of the Measures of the Congress, From The Calumnies of their Enemies* (New York, 1774).但「」のパンフレットもまた、シーバリーの次のパンフレットへの反論として書かれた。

Samuel Seabury, *Free Thoughts on the Proceedings of the Continental Congress* (New York, 1774).

(12) Samuel Seabury, *A View of The Controversy*, 9-11, 15.

(13) Alexander Hamilton, *The Farmer Refuted*, 39.

(14) *Ibid.*, 7-39.

(15) *Ibid.*, 25-26. Cf. J.G.A. Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law* (Cambridge, England, 1957; reissued in 1987), esp. chapters 5 and 8.

(16) Alexander Hamilton, *The Farmer Refuted*, 20-21.

(17) *Ibid.*, 16.

(18) *Ibid.*, 31-32. ハミルトンによれば、ニュー・プリマスの最初の定住者たちが、北アメリカに到来した時、「彼らは、彼ら自身が自然状態に回帰したものと見なした。しかしなお、彼らは彼らの以前の主権者の保護を享受しなかったため、次の様な方策をとった。——「ロー」(p. 31)。この表現は、明らかに国王大権型ではなく、ロッキ型の論理と結びつくものである。なお、ハミルトンは、最初の定住者たちがニュー・プリマスに自然状態を獲得した契機として、「征服」よりは「購入」を選択している(p. 32)。

(19) James Wilson, *Considerations On The Nature And The Extent Of The Legislative Authority Of The British Parliament* (Philadelphia, 1774).

一方で、ポスト・ナティ判決に代表されるイギリスの法的先例を検討しつつ、他方で、ブラクストン、コーク、ベイコンといったイギリス法制に関する権威を引用しつ

つ、ウィルソンは、「国王への忠誠と「本国」議会への服従は、全く異なった原則に基づいているのであり、前者は保護、後者は代表に基づいている」(pp. 19-20)との結論を導いている。またウィルソンは、「アイルランドとアメリカの置かれている立場の類似性を強調し、両者とも本国議会において代表されていないのであるから、両者とも本国議会制定法によって拘束され得ないのであるが、しかし両者とも「彼「イギリス国王」の保護を今まで享受して来たし、今も享受し続けているのであるから」等しく国王への忠誠義務を負っている」と主張している(p. 31)

ウィルソンによれば、アメリカ人の祖先たちは、本国における「国王や国王廷臣による専制的抑圧」によって、海を渡り、「野蛮な人々や凶猛な動物しか住んでいなかった荒野」に定住せざるを得なかった。しかしそうする事によって、彼らは、本国議会権力の及ぶ範囲を離れ、「イギリス君主の臣民として」(p. 26)移住した事によって、「イギリス国王の支配領域「dominions」を拡大した」(p. 16)のである。アメリカ人は「イギリスの国王」に対して「服従と忠誠義務」を負っている、という意味においてのみ、イギリス本国に從属するに過ぎない(p. 28-29)。本国議会が「征服による権利」によって、アイルランド人に対する権威を主張できたとしても、被征服民ではなく征服者であるアメリカ人に対しては、この権利は適用できない(pp. 25-27)。

以上の様に、本国議会への服従と、国王に対する臣従

を区別する事によって、ウィルソンは、ハミルトンと同様に、アメリカが本国議会権力の及ぶ範囲外にある、国王固有の支配領域であり、各植民地は、「議会外の国王」への忠誠義務を持った、擬似独立的な政治体である、との主張を展開している。そして、ウィルソンにおいてもまた、イギリス帝国は、「帝国の全ての異なった構成メンバーが、互いに独立してゐる [INDEPENDENT] 独立的諸国家 [DISTINCT STATES] の集合体だが、[これらのメンバーが] 同一の国王の権利におおつて、同一の主権者の下に結合してゐる」(p. 34) のに他ならなかつた。

- (20) "Massachusettsis" (Daniel Leonard), "To the Inhabitants of the Province of MASSACHUSETTS-BAY," in *Boston Post Boy*, December 12, 1774-April 3, 1775 (reprinted in *Rivington's New-York Gazetteer*, December 22, 1774, etc.). *リヴィングトンのニューヨーク・ポスト・ボーイ* (The Origin Of The American Contest With Great-Britain (New York, 1775). "Novanglus" (John Adams), "To the Inhabitants of the Colony of MASSACHUSETTS-BAY," in *Boston Gazette*, January 23-April 19, 1775 (reprinted in *New Hampshire Gazette*, March 17, 1775, etc.). *ニューハンプシャー・ポスト・ボーイの編集者による通行書* (The American Colonial Crisis: The Daniel Leonard-John Adams Letters to the Press, 1774-1775 (New York, 1972)).
- (21) "Massachusettsis," Letters V (January 9, 1775) and VI (January 16, 1775) in *Boston Post Boy*, Bernard Mason

ed., *The American Colonial Crisis*, esp. 33-35, 38.

- (22) Letter VIII (Bernard Mason ed., *The American Colonial Crisis*, 215).
- (23) Letter VIII (Bernard Mason ed., *The American Colonial Crisis*, 215-216).
- (24) Letter VII (Bernard Mason ed., *The American Colonial Crisis*, 204).
- (25) Letter VIII (Bernard Mason ed., *The American Colonial Crisis*, 219).
- (26) Letter VIII (Bernard Mason ed., *The American Colonial Crisis*, 216).
- (27) Letter VII (Bernard Mason ed., *The American Colonial Crisis*, 199).
- (28) Letter VIII (Bernard Mason ed., *The American Colonial Crisis*, 216).
- (29) Letter X (Bernard Mason ed., *The American Colonial Crisis*, 237).
- (30) Letter X (Bernard Mason ed., *The American Colonial Crisis*, 234).
- (31) Letter VIII (Bernard Mason ed., *The American Colonial Crisis*, 208).
- (32) *The Second Treatise*, sec. 49.
- (33) *Ibid.*, sec. 45.
- (34) この時期において、アメリカの土地が、植民地人の独自の営為によつてもたらされた、植民地人の所有物であるとする主題が、とりわけ強調されている例としては、

- 次の史料を見られた。"A New England Man," in *Massachusetts Spy*, June 10, 1773 (リチャード・ウェブスターの「A New England Man」); Samuel Webster, *The Misery And Duty of An Oppress'd And Enslav'd People* (Boston, 1774), 11, 15, esp. 21; Joseph Warren, *An Oration Delivered March Sixth, 1775* (Boston, 1775), 6 (reprinted in *Massachusetts Spy, Boston Post Boy, Connecticut Gazette, Pennsylvania Journal, and Virginia Gazette* [Pinkney] in March and April, 1775).
- (35) リチャード・ウェブスターの「A New England Man」については、次の研究を見られた。James E. Pate, "Richard Bland's Inquiry into the Right of the British Colonies," *William and Mary Quarterly*, Second Series, XI (1931): esp. 20-21.
- (36) Thomas Jefferson, *A Summary View Of The Right of British America* (Williamsburg, 1774), 19-20.
- (37) *Ibid.*, 6.
- (38) *Ibid.*, 19.
- (39) *Ibid.*, 6.
- (40) *Ibid.*, 7.
- (41) "To the INHABITANTS of the MASSACHUSETTS-BAY" in *Massachusetts Spy*, February 9-April 6, 1775. 最初の二回のヒンマンは他誌に再掲載されつつある。Connecticut Courant, February, 1775.
- (42) *Massachusetts Spy*, February 16, 1775 (reprinted in *Connecticut Courant*, February 27, 1775).
- (43) *Massachusetts Spy*, February 23, 1775.
- (44) Moses Mather, *America's Appeal To The Impartial World. Wherein the Americans ----- are stated and considered* (Hartford, 1775).
- (45) *Ibid.*, 6-7.
- (46) *Ibid.*, 6.
- (47) *Ibid.*, 17-18.
- (48) *Ibid.*, 20.
- (49) *Ibid.*, 15.
- (50) *Ibid.*, 23-24.
- (51) *Ibid.*, 15, 19.
- (52) *Ibid.*, 43.
- (53) *Loc. cit.*
- (54) *Ibid.*, 68-69.
- (55) この時期に「ロンク型の移住論」植民地独立国家論が提起されつつある他の事例としては、例えば次の史料を見られた。Benjamin Prescott, *A Free And Calm Consideration Of The Unhappy Misunderstandings and Debates* (Salem, 1774), esp. 37-38; "Vox Vociferantis in Eremo," in *Essex Gazette*, August 2, 1774; "AN ADDRESS to PROTTESTANT DISSENTERS of all DENOMINATIONS, on the approaching ELECTION of MEMBERS of PARLIAMENT," in *Virginia Gazette* (Pinkney), December 22, 1774. なお、上記最後の新聞エッセイは「ロンズン誌」からの転載のはずであるが、本稿のリサーチではその「ロンズン誌」も発行日も特定できなかつた。

- 危機のこの段階においては、植民地の独立国家論者によつて、ロックの名前が言及されたり、テクストが引用された事例は見られなかった。この様な事態はヴァテルについても同様であつて、両者ともパンフレットや新聞エッセイから、名前やテクストが消えている。唯一の例外は、ロイヤリストのジョセフ・ギャロウェイであつて、ギャロウェイは、植民地独立国家論を批判するに際して、ある種の独立国家論がロック政治論に由来することを指摘してゐる。Joseph Galloway, *A Candid Examination Of The Mutual Claims Of Great-Britain, And The Colonies* (New York, 1775), 15. ヴァテルが引用されてゐる例としては、次の二つの史料がある。“Massachusettsensis,” in *Massachusetts Spy*, November 18, 1773; “Britannus Septentrionalis,” in *Massachusetts Spy*, November 11, 1773. しかしながら、いづれの例においても、植民地独立国家論は、論証を必要としない議論の前提とされていて、ヴァテルはむしろ、国際法のコンテクストにおいて、独立諸国家間の権利の平等性を説明するために用いられてゐる。
- (56) Isaac Hunt, *The Political Family: Or A Discourse, Pointing Out The Reciprocal Advantages* (Philadelphia, 1775).
- (57) *Ibid.*, 5. See also p. 29.
- (58) *Ibid.*, 13.
- (59) *Ibid.*, 6.
- (60) *Ibid.*, 7.
- (61) *Ibid.*, 8.
- (62) *Ibid.*, 13.
- (63) Joseph Galloway, *A Candid Examination Of The Mutual Claims Of Great-Britain, And The Colonies* (New York, 1775).
- (64) *Ibid.*, 10.
- (65) *Loc. cit.*
- (66) *Ibid.*, 9, 11, 20.
- (67) *Ibid.*, 7.
- (68) *Ibid.*, 4.
- (69) *Ibid.*, 8.
- (70) *Ibid.*, 5-7.
- (71) *Ibid.*, 18.
- (72) *Ibid.*, 22-23.
- (73) *Ibid.*, 13-14.
- (74) *Ibid.*, 15.
- (75) *Loc. cit.*
- (76) 本文で取りあげたハントとギャロウェイ以外の、ロイヤリストによる反論としては、特に次のパンフレットが重要である。Anon., *Some Fugitive Thoughts On A Letter Signed Freeman* (Charleston, 1774); Thomas Bradbury Chandler, *The American Querrist* (New York, 1774); anon., *An Englishman's Answer, To The Address, From The Delegates, To The People of Great-Britain* (New York, 1775).
- (77) “To the Author of a Pamphlet, entitled, ‘A Candid Examination of the mutual claims of GREAT Britain and her COLONIES.’” in *Pennsylvania Journal*, March 8, 1775. ヲエッセイの著者がジョン・デイキンソンとチャール

ズ・トムスンであることについては、次の研究に依った。
Thomas R. Adams, *American Independence: The Growth of an Idea* (Providence, Rhode Island, 1965), 126.

(78) John Dickinson, *An Essay On The Constitutional Power Of Great-Britain Over The Colonies In America* (Philadelphia, 1774). このパンフレットの中で、デイキンソンは、ノックスによるロックのテキストの解釈を批判しつつ、「ロック氏の様な人類の後援者が、「本国議会の植民地に対する」絶対的支配権を考え得たなどという事が、信じ得るであろうか」と述べている(p. 103)。とりわけ彼は、ロックに関連してノックスを次の二点で批判している。第一にデイキンソンは、彼が「彼「ロック」のあの有名な箇所」と呼ぶところの、『統治論第二論文』一三八節におけるロックの課税論を、ノックスが曲解している、として反論している(p. 101-102)。第二に彼は、「ノックスがロックの七三節と一一〇節における「暗黙の同意」論を、現存する政治秩序への服従を説くための議論として、適用している事をとりあげて、論駁している。第二の点では、デイキンソンの指摘によれば、ロック政治論においては、個人が政治社会に参加するための個人による源初の同意(即ち「明白なる同意」)の方が、土地の相続によって、すでに存在する社会に個人が与える暗黙の同意、より以上に本質的に重要であった。この点を強調するためには彼は、ノックスが引用した一一〇節の他の箇所を引用し、ノックスがそれを引用しない事によって、ロックのテキストの意図を意識的に歪曲し、「彼「ロッ

ク」の前提のないところで、ロック氏の結論を提示している」と批判している(p. 100-101)。ここでデイキンソンの念頭にあった同意は、「植民地」独立国家の設立に参加するための「個人の「明白なる同意」の概念であったかも知れない。なお、アイルランドの先例との関連で、デイキンソンがロックとモリヌワーを結びつけている事にも留意されたい(pp. 103-105)。

(79) Joseph Galloway, *A Reply To An Address To The Author of the pamphlet, entitled "A Candid Examination - - -"* (New York, 1775), 11, 13, 14, 17, 18.

(80) *Ibid.*, 10-11. 但しデイキンソンは、すでに一七七四年に、彼自身が植民地独立国家論に依拠している事を示唆してはいた。See *An Essay On The Constitutional Power Of Great-Britain Over The Colonies In America*, 114-118, 124-125.